

建築指導課長  
都市整備課長  
空き家対策担当課長  
生活環境課長  
住宅課長  
防災安全課長

**オンライン参加可能**

日経東発第60019158・60019159号  
令和4年6月15日

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 岡島 芳明

**NOMA行政管理講座開催(ご案内)**

**特別措置法を踏まえた  
実効性のある空き家対策と処分手続きの実務講座**  
＜令和4年10月6日(木)・7日(金)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に有効活用されていない空き家が増加している状況に対応し、平成27年5月に空き家対策特別措置法が全面施行されました。老朽化し倒壊の恐れなど危険性のある空き家に対して、一定の手続を経れば強制撤去などの法的措置がとれるようになりました。

そこで今回、上記特別措置法を踏まえ、実効性のある空き家対策と具体的な処分手続きについて理解を深めていただきたく標記講座を開催いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和4年10月6日(木) 13:00～17:00  
10月7日(金) 10:00～16:00  
(12:30から受付)

講 師：秋法律事務所 弁護士 あきやま かずひろ 秋山 一弘 氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)  
[オンライン参加] ZoomによるLive配信

参加料：会員(1名) 31,900円(税込)  
(負担金) 一般(1名) 35,200円(税込)



申込方法：①Web申込…本会ホームページからセミナー名を検索していただき、お申込み下さい。(オンライン参加の場合はできるだけwebからお申込み下さい)

- ②FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、事務局までお送り下さい。  
・セミナー開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。  
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。  
・お申込みは5営業日前までをお願いいたします。  
※定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は本会ホームページからご確認いただけます。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。  
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。ただし、オンライン参加の場合は、講座テキスト資料の到着後のキャンセルについては参加料100%を申し受けます(講座1週間前程度から発送開始)。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

**オンライン参加での留意事項**

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

本部事務局 企画研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

## ▶プログラム◀

### I はじめに

- 1 空家特措法成立の経緯・背景
- 2 空家特措法制定の意義
- 3 所有者等の責務と市町村の責務・役割との関係性
- 4 国による基本的な指針など
- 5 法の目的と用語の定義

### II 空家等の発生に対する予防的対策

- 1 空家等対策計画の策定
- 2 協議会の設置と構成員
- 3 空家等に関する調査
- 4 所有者等の特定  
(相続人が不明の場合等の対応を含む)
- 5 データベースの整備
- 6 所有者等への情報提供、助言その他必要な援助
- 7 空家等及び空家等の跡地の利活用  
(空家バンク、不動産業界団体との協定など)
- 8 条例制定による対応  
(緊急安全措置など)
- 9 弁護士会との連携

### III 特定空家等に対する具体的対応

- 1 判断基準の検討と策定

- 2 適切な認定判断を実施するための組織・手続き
- 3 措置実施に関する考え方
- 4 立入調査の必要性和限界
- 5 特定空家等に対する措置

- (1) 相手方の確認(借地の場合など)
- (2) 助言指導の方法
- (3) 勧告の方法
- (4) 命令の方法
- (5) 行政代執行の要件と手続き
- (6) 略式代執行の要件と手続き
- (7) 過料(要件と手続きなど)
- (8) 代執行の実例について  
(除却、代執行費用の回収など)

### IV 国・都道府県の役割

- 1 財政上・税制上の措置
- 2 市町村に対する援助

### V その他の事項

- 1 他の行政関係法令との関係について
- 2 民法の関連条文の確認
- 3 所有者不明土地問題に関連した改正の概要

## 講師紹介

### 秋法律事務所 弁護士 秋山 一弘(あきやま かずひろ)氏

早稲田大学政治経済学部経済学科卒業  
 平成22年4月～平成25年3月 東京都町田市で特定任期付職員(法務担当課長)として勤務  
 平成26年～ 日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員  
 平成28年～ 第二東京弁護士会行政連携センター部会副委員長、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会委員  
 平成29年～ 町田市特定空家等審議会委員、原子力発電環境整備機構情報公開審査委員会委員  
 平成30年～ 東京都市町村研修所 民法をご担当(隔年)  
 令和元年7月～ 東久留米市行政不服審査審理員、多摩市街づくり審査会委員  
 令和元年11月～ 羽村市個人情報審議会委員、小金井市行政不服審査会委員  
 令和3年4月～ 西東京市空き家等対策協議会委員  
 令和3年7月～ 中野区地域精神保健連絡協議会委員  
 令和4年4月～ 東京都教育委員会訟務員/調布市道路総合管理計画策定等推進委員会委員/町田市感染症の診査に関する協議会委員  
 北区環境審議会臨時委員  
 江戸川区行政不服審査会委員

【著書】仲江利政=村田哲夫・編集 『Q&A 自治体職員のための個人責任(自治体法律顧問シリーズ)』、  
 共著『Q&A 自治体のための空き家対策ハンドブック』、自治体法制執務研究会編著『Q&A 実務解説 法制執務』

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60019158・60019159 『実効性のある空き家対策と処分手続きの実務』参加申込書

※NOMA記入

会場参加 オンライン参加 (該当欄にレ印)

令和4年10月6日～7日

会員 一般(該当欄にレ印)

役所名	所在地	〒	
ご連絡担当者 所属・役職 氏名	TEL	FAX	
	e-mail	※オンライン参加の場合はZOOM IDをお送りします。メールアドレスを必ずご記入ください。	
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	年 ヶ月 <連絡事項欄>
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	年 ヶ月 (経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会通信教育などのご案内 ③がご不要の場合は□にチェックしてください。□不要